

規制の事後評価書

法律又は政令の名称：原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律

規制の名称：原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律の制定に係る規制

規制の区分：新設、改正（**拡充**、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：経済産業省資源エネルギー庁 原子力立地・核燃料サイクル産業課

評価実施時期：令和4年3月

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

平成 28 年 2 月の事前評価後、同年 4 月に電気事業の小売全面自由化が実現した。事業者間の競争の進展に伴い、原子力事業者である大手電力会社の収益性が低下した。

また、2021 年度には、燃料費高騰の影響等で、一部の会社で震災直後以来の赤字となる業績予想が示されている。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

平成 28 年 2 月の事前評価時点では、電気事業の小売全面自由化に伴う事業環境の変化の中によって、原子力事業者の経営状態が不安定となり、必要な資金が安定的に確保できないといった事態が生じる懸念がある状況をベースラインとしていた。電気事業の小売全面自由化に伴う大手電力の経営状況を踏まえれば、事後評価のベースラインは、事前評価時点において想定していた状況と同様と考えられる。

③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

電気事業の小売全面自由化以降、競争の進展に伴い生じた収益性の低下や、昨今の燃料費高騰の影響を踏まえれば、現に原子力事業者の経営状態が総括原価方式時代と比した場合、収支は不安定になっている。再処理等事業が着実かつ効率的に実施されるよう、原子力事業者の経営状態にかかわらず、必要な資金を安定的に確保するうえでは、本制度措置を講じる必要性が引き続き認められる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

[事前評価時の測定指標]

新たに設立する認可法人が拠出金の収納・管理等に関する業務を行ううえで必要な費用（人件費等）

[遵守費用]

使用済燃料再処理機構の事業管理費及び一般管理費（各年度事業報告書の計数を記載）

年度	H28	H29	H30	R1	R2	合計
測定指標						
事業管理費（百万円）	63	216	210	203	195	887
一般管理費（百万円）	96	224	205	202	198	925
合計（百万円）	159	440	415	405	393	1,812

※事業管理費、一般管理費の計数については、百万円未満を切り捨てて表示している。

合計については、切り捨て後の計数の合計。

[費用推計との比較]

費用推計とのかい離は生じていない。

⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

[事前評価時の測定指標]

当該制度改正による行政費用は想定されておらず、事前評価時の測定指標は設定されていない。

[行政費用]

当該制度改正による行政費用は発生していない。

[費用推計との比較]

費用推計とのかい離は生じていない。

⑥ 効果（定量化）の把握

規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているかの観点から事前評価時に設定した指標に基づき効果を可能な限り定量的に把握する。また、事前評価時の効果推計と把握した効果を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

[効果]

事前評価時に効果の定量化は行われていないが、下記のとおり見込んだ効果が発現している。当該制度改正により、新たに認可法人として使用済燃料再処理機構が設立され、再処理等を着実に行うための主体を確保することができている。仮に本規制を導入していなかった場合は、前規制により原子力事業者は引き続き使用済燃料の再処理等を実施するための資金を積み立てていたことになるが、当該資金は各事業者に帰属しており、取戻後に再処理等事業のために費用を支払う法律上の義務はなかったことから、原子力事業者の経営状況が悪化している状況においては、将来的に必要な資金を安定的に確保できなくなる可能性があったと考えられる。これに対し、本規制が導入されたことで、原子力事業者が拠出した資金は使用済燃料再処理機構に帰属し、必要な資金を安定的に確保することができている。

加えて、使用済燃料再処理機構の運営に関して、第三者（有識者）を含む運営委員会において意思決定を行うとともに、その運営に認可・承認等を通じて国が一定の関与を行うことで、事業全体のガバナンスが強化されている。

なお、現時点においても、効果の定量的な把握は困難である。

[効果予測との比較]

効果予測とのかい離は生じていない。

⑦ 便益（金銭価値化）の把握

把握された効果について、可能な限り金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。なお、緩和により削減された遵守費用額は便益として把握する必要がある。また、事前評価時の便益推計と把握した便益を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

再処理等を着実にを行うための主体の確保及び事業全体のガバナンス強化が図られているが、それら効果の金銭価値化は困難である。

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

規制の事前評価時に意図していなかった副次的な影響及び波及的な影響は発生していない。

3 考察

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

当該制度改正により、新たに設立する認可法人が拠出金の収納・管理等に関する業務を行ううえで必要な遵守費用（人件費等）（上記④参照）が発生している。

一方、効果としては、再処理等を着実にを行うための主体の確保及び事業全体のガバナンス強化（上記⑥参照）が図られている。

効果の定量化・金銭価値化は困難であるが、「電気事業の小売全面自由化といった新たな事業環境においても、使用済燃料の再処理等が着実かつ効率的に実施される仕組みが維持される」という効果は、費用を十分に上回り、今後も同様の効果が発生すると考えられることから、当該改正した制度を継続することが妥当である。

※ 当該規制に係る規制の事前評価書を添付すること。

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案に係る事前評価書

1. 政策の名称

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案の制定に係る規制

2. 担当部局

経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課長 浦上健一郎

原子力立地・核燃料サイクル産業課長 小澤典明

電話番号：03-3501-6291 e-mail：nbewg-public_comment@meti.go.jp

3. 評価実施時期

平成 28 年 2 月

4. 規制の目的、内容及び必要性等

(1) 規制の目的

使用済燃料の再処理等に必要な資金を、安定的に確保すること。

(2) 規制の内容

これまで資金管理法への積立てにより各原子力事業者が確保していた再処理等に必要な資金を、新たに設立する認可法人（使用済燃料再処理機構）に拠出金として納付することを義務付ける仕組みに改めることとする。

(3) 規制の必要性

平成 28 年 4 月以降、電気事業の小売全面自由化に伴い、地域独占・総括原価方式が撤廃されることで生じる事業環境の変化の中において、原子力事業者の経営状態が悪化し、必要な資金が安定的に確保できないといった事態が想定される。

こうした懸念に対応し、新たな事業環境下でも、再処理等事業が着実かつ効率的に実施されるよう、原子力事業者の経営状態にかかわらず、必要な資金を安定的に確保するための制度措置を講じる必要がある。

(4) 法令の名称・関連条項とその内容

「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案」

5. 想定される代替案

➤ 信託スキームを利用した資金の確保

再処理等に必要な資金について、原子力事業者等がそれぞれ信託銀行等に信託させることを義務付けることで、原子力事業者の一般財産から隔離する制度措置を講じる。

6. 規制の費用

<改正案>

・遵守費用

- 原子力事業者が納付することを義務付けられる拠出金額は、その算定方法も含め、使用済燃料再処理機構が毎年度決定するものであり、予めその額を見積もることはできないが、再処理及びその関連事業に要する費用は現行の制度下においても、原子力事業者が確保することが必要な費用であり、制度改正の前後で必要な費用に差異が生じるものではない。
- ただし、新たに設立する認可法人は、拠出金の収納・管理等に関する業務を行うことになることから、認可法人はその業務を実施するうえで必要な費用（人件費等）についても支出しなければならず、かかる費用も、原子力事業者が認可法人に納付する拠出金に反映されることとなる。

<代替案>

・遵守費用

- 再処理等に必要な資金を信託することを義務付ける制度措置を講じた場合も、改正案同様、制度改正の前後で再処理及びその関連事業に要する費用に差異が生じるものではない。
- ただし、原子力事業者が資金を信託銀行等に信託することに伴い、各原子力事業者が信託銀行等に支払う手数料（通常、信託銀行等に信託する額に応じて決定される）が、別途費用として発生することとなる。

（参考）再処理等積立法下での積立金（現行制度において、再処理等のために各原子力事業者が外部積立てて確保することが求められる資金）実績について

（単位：億円）

	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
積立額	10,432	7,036	5,940	5,532	5,788	5,854
取戻額	▲47	▲4,942	▲2,737	▲2,825	▲2,733	▲2,882
積立金残高	10,384	12,478	15,682	18,388	21,443	24,415

	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	合計
積立額	5,007	1,838	1,773	1,730	50,934
取戻額	▲2,852	▲2,757	▲2,666	▲2,684	▲27,129
積立金残高	26,571	25,653	24,759	23,805	—

出典：公益財団法人原子力環境整備促進・資金管理センター

7. 規制の便益

<改正案>

- 再処理等に必要な資金を拠出金として新たに設立される認可法人に納付させることで、原子力事業者の経営状態にかかわらず、必要な資金を安定的に確保することが可能。
- これに応じて、改正案においては、認可法人制度を創設することとしており、これにより、再処理等を着実に行うための主体を確保することができる。認可法人の具体的な業務としては、主な業務として事業全体を勘案した実施計画の策定、拠出金単価の決定・収納、使用済燃料の再処理等の実施を行うこととする。さらに、当該認可法人の運営に関しては、第三者（有識者）を含む運営委員会において意思決定を行うとともに、その運営には、認可・承認等を通じて国が一定の関与を行うこととし、事業全体のガバナンスを強化することができる。

<代替案>

- 再処理等に必要な資金を各原子力事業者に信託銀行等に信託させることを義務付けることで、原子力事業者の経営状態にかかわらず、必要な資金を安定的に確保することが可能。
- ただし、改正案のように、再処理等を着実に行うための実施主体を確保することや、事業全体のガバナンスを強化することはできない。

8. 政策評価の結果

<費用面>

- 改正案・代替案とも原子力事業者が再処理等に必要な費用を確保することが求められる。加えて、改正案の場合は、認可法人がその業務を行うにあたって必要な費用が発生する一方で、代替案の場合は、信託銀行等に資金の管理・運用を委託するための費用（手数料等）が発生する。

<便益面>

- 改正案・代替案ともに、新たな事業環境下でも再処理等に必要な資金を安定的に確保することが可能となる。
- 一方、改正案においては、認可法人制度を創設することで、事業を着実に行うための実施主体を確保する。さらに、当該認可法人の運営に関しては、第三者（有識者）を含む運営委員会において意思決定を行うとともに、その運営には、国が一定の関与を行うこととし、事業全体のガバナンスを強化することができる。こうした認可法人制度の創設及び事業全体の適正なガバナンス体制の構築により、再処理等の事業が将来に渡り滞りなく実施される体制を整備するという観点は、代替案を採用することでは達成できない。

- ・ 以上から、費用面では改正案・代替案いずれも一定の費用負担が発生するものの、大きな差異があるとは評価できないが、便益面においては、新たな事業環境下においても、達成することが求められる再処理等の事業が将来に渡り滞りなく実施される体制を担保できる改正案の方が優れているといえる。

9. 有識者の見解その他の関連事項

電気事業法等の一部を改正する等の法律案に対する附帯決議（平成 27 年 第 189 回通常国会（衆議院経済産業委員会））（抄）

原子力事業者が共同で実施してきた再処理等の核燃料サイクル事業や原子力損害賠償制度については、小売全面自由化により競争が進展し、また、原子力依存度が低減していく中においても、安定的・効率的な事業実施が確保される必要があることから、国と事業者の責任負担の在り方を含め、遅滞なく検討を行うこと。特に、核燃料サイクル事業については、民間企業の活力の発揮を前提としつつ、実施主体である認可法人に対して拠出金の形で資金が支払われる最終処分仕組みを参考として遅滞なく検討を行い、電力市場における小売全面自由化が平成二十八年を目途に開始されることを踏まえて、措置を講じること。

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会原子力事業環境整備検討専門ワーキンググループ中間報告「新たな環境下における使用済燃料の再処理等について」（平成 27 年 11 月）（抄）

3. 安定的な資金確保のための手当て

(1) 積立金制度の拠出金制度への変更

現行制度下において、原子力事業者は「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」に基づき、発電量に応じて、使用済燃料の再処理等の実施に必要な費用の一部を電気料金で回収しこれを積み立て、必要に応じて積立金を取り崩し、現業を行う日本原燃等に対して支払いを行っている。

今後は、再処理等に必要な資金を確実に確保するため、この積立金制度を改め、原子力事業者に対して毎年度、発電量に応じて再処理等の実施に必要な費用を再処理等の実施に責任を負う主体（以下、「新法人」という。詳細は 4. 参照）に拠出することを義務付け、拠出された資金を新法人に帰属させる制度（「拠出金制度」）に改める。

10. レビューを行う時期又は条件

法律の施行後 5 年を目途として、この法律による改正後の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする検討規定を設けており、当該規定に基づき、検討を行うこととする。

11. 備考

特になし